平成２６年（フ）第７１号
三重県鳥羽市岩倉町52番地、前住所三重県鳥羽市鳥羽４丁目12番10号
債務者　宮向井幸雄
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
長崎県長崎市木場町1419番地
債務者　隈部　義則
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５７８号
千葉県流山市江戸川台西１丁目40番地　ＴＹハイツ101
破産者　宮崎美智代
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７３号
千葉県松戸市新松戸７丁目499番地
破産者　冨田康太郎
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８７号
千葉県我孫子市並木５丁目２番22号
破産者　宮崎　裕子
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９０号
千葉県柏市松ケ崎94番地30
破産者　塩屋　祐介
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６３８号
大阪市淀川区塚本１丁目14番21号
破産者　オフィス二十一株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７７号
大阪市住之江区平林北２丁目７番75号
破産者　有限会社古川工業
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１５号
大阪市城東区永田１丁目４番58号
破産者　株式会社ブイ・エス
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４８号
大阪市北区錦町２番２号　国労大阪会館１階、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目９番20号
破産者　株式会社ウインズ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２０号
大阪府門真市中町１番10号
破産者　株式会社ジャパンスクエア
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１６号
大阪市淀川区十三東１―17―13
破産者　株式会社フードネクスト
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５８号
大阪市天王寺区東上町７―20
破産者　ＬＥＥ　ＧＲＯＵＰ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２５号
大阪府寝屋川市池田北町16番５号
破産者　電合化工有限会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９２３号
大阪市中央区東高麗橋２番37号三精ビル701、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北浜３丁目１番13号
破産者　株式会社ＳＳＴ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６４号
大阪市西区西本町１丁目８番２号
破産者　協和都市開発株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２５５号
富山県高岡市問屋町55番地
破産者　株式会社野村硝子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の16
破産者　株式会社ハヤトップインターナショナル
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目17番11号
破産者　株式会社ＲＯＯＫ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
広島市南区堀越２丁目８番６号
破産者　株式会社トップ・エム
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１７号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目５番28―107号
破産者　亡篠原康熙相続財産
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部